

第 18 号議案

足立区障がい福祉センター条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 24 年 2 月 22 日

提出者 足立区長 近藤 弥生

足立区障がい福祉センター条例の一部を改正する条例

足立区障がい福祉センター条例（平成 14 年足立区条例第 48 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中第 7 号を第 8 号とし、同項第 6 号中「第 7 条第 1 項」を「第 43 条第 1 項第 1 号」に、「知的障害児通園施設」を「福祉型児童発達支援センター」に改め、同号を同項第 7 号とし、同項第 5 号中「第 5 条第 18 項」を「第 77 条の 2」に、「相談支援事業に必要な施設」を「基幹相談支援センター」に改め、同号を同項第 6 号とし、同項第 4 号中「第 5 条第 15 項」を「第 5 条第 14 項」に改め、同号を同項第 5 号とし、同項第 3 号中「第 5 条第 14 項」を「第 5 条第 13 項」に改め、同号を同項第 4 号とし、同項第 2 号中「障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号。以下「自立支援法」という。）第 5 条第 14 項」を「自立支援法第 5 条第 13 項」に改め、同号を同項第 3 号とし、同項第 1 号の次に次の 1 号を加える。

（ 2 ） 障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号。以下「自立支援法」という。）第 5 条第 7 項に規定する生活介護に必要な施設

第 3 条第 2 項中「定める施設」の次に「（第 1 号、第 6 号及び第 8 号に規定する施設を除く。）」を加える。

第 4 条中第 8 号を第 11 号とし、第 7 号を第 10 号とし、同号の前に次の 2 号を加える。

（ 8 ） 前条第 1 項第 6 号及び第 7 号の施設における児童福祉法第 6

条の 2 第 6 項に規定する障害児相談支援に関すること。

- (9) 前条第 1 項第 7 号の施設における自立支援法第 5 条第 1 7 項に規定する計画相談支援に関すること。

第 4 条第 6 号中「前条第 1 項第 6 号」を「前条第 1 項第 7 号」に、「知的障がい児に対する通所による生活適応訓練及び指導助言」を「児童福祉法第 6 条の 2 第 2 項に規定する児童発達支援及び同法第 6 条の 2 第 5 項に規定する保育所等訪問支援」に改め、同号を同条第 7 号とし、同条第 5 号中「前条第 1 項第 5 号」を「前条第 1 項第 6 号」に、「相談支援事業」を「自立支援法第 5 条第 1 7 項に規定する相談支援」に改め、同号を同条第 6 号とし、同条第 4 号中「前条第 1 項第 4 号」を「前条第 1 項第 5 号」に改め、同号を同条第 5 号とし、同条第 3 号中「前条第 1 項第 3 号」を「前条第 1 項第 4 号」に改め、「知的障がい者及び」を削り、同号を同条第 4 号とし、同条第 2 号中「前条第 1 項第 2 号」を「前条第 1 項第 3 号」に改め、同号を同条第 3 号とし、同条第 1 号の次に次の 1 号を加える。

- (2) 前条第 1 項第 2 号の施設における知的障がい者及び身体障がい者に対する通所による生活適応訓練及び指導助言に関すること。

第 6 条各号列記以外の部分中「第 7 号」を「第 8 号」に改め、同条各号を次のように改める。

- (1) 第 3 条第 1 項第 2 号に規定する施設

ア 自立支援法第 2 9 条第 1 項に規定する介護給付費の支給決定を受けた者

イ 知的障害者福祉法第 1 5 条の 4 の規定による措置を受けた者

ウ 身体障害者福祉法第 1 8 条第 1 項の規定による措置を受けた者

- (2) 第 3 条第 1 項第 3 号に規定する施設

- ア 自立支援法第29条第1項に規定する訓練等給付費の支給決定を受けた者
 - イ 身体障害者福祉法第18条第1項の規定による措置を受けた者
- (3) 第3条第1項第4号に規定する施設 自立支援法第29条第1項に規定する訓練等給付費の支給決定を受けた者
- (4) 第3条第1項第5号に規定する施設
- ア 自立支援法第29条第1項に規定する訓練等給付費の支給決定を受けた者
 - イ 知的障害者福祉法第15条の4の規定による措置を受けた者
 - ウ 身体障害者福祉法第18条第1項の規定による措置を受けた者
- (5) 第3条第1項第6号に規定する施設
- ア 自立支援法第5条第18項に規定する基本相談支援の便宜の供与を要する者
 - イ 自立支援法第5条第17項に規定する地域相談支援を受ける場合は、同法第51条の7第8項に規定する地域相談支援給付決定を受けた者
 - ウ 自立支援法第5条第17項に規定する計画相談支援を受ける場合は、同法第51条の17第1項各号に掲げる者
 - エ 児童福祉法第6条の2第6項に規定する障害児相談支援を受ける場合は、同法第24条の26第1項に規定する障害児相談支援対象保護者
- (6) 第3条第1項第7号に規定する施設
- ア 児童福祉法第21条の5の7第9項に規定する通所給付決定保護者
 - イ 児童福祉法第21条の6の規定による措置を受けた者

ウ 児童福祉法第6条の2第6項に規定する障害児相談支援を受ける場合は、同法第24条の2第6第1項に規定する障害児相談支援対象保護者

エ 自立支援法第5条第17項に規定する計画相談支援を受ける場合は、同法第51条の17第1項各号に掲げる者

第7条第1項中「、第2号イ、第3号イ及びウ、第4号並びに第5号イ」を「及びウ、第2号イ、第4号イ及びウ、第5号並びに第6号イ、ウ及びエ」に改める。

第8条第1項各号列記以外の部分中「、第2号イ、第3号イ及びウ並びに第5号イ」を「及びウ、第2号イ、第4号イ及びウ、第5号ア並びに第6号イ」に改め、同項第1号中「及び第4号」を「、第4号及び第5号」に、「第29条第3項」を「第29条第3項第1号」に改め、同項第2号中「第4条第5号」を「第4条第6号」に、「第5条第18項第2号に規定する」を「第5条第17項に規定する地域相談支援及び計画相談支援を行う」に、「第32条第2項」を「第51条の14第3項及び同法第51条の17第2項」に改め、同項第3号中「第4条第6号」を「第4条第7号」に、「第24条の2第2項」を「第21条の5の3第2項第1号」に改め、同号の次に次の2号を加える。

(4) 第4条第8号に規定する事業 児童福祉法第24条の2第6第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額

(5) 第4条第9号に規定する事業 自立支援法第51条の17第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額

付 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(提案理由)

障害者自立支援法等の改正に伴い、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。